

第 2 部 調査の目的と方法論

I 調査の目的と基本構造

1 本調査の目的

「国民がより利用しやすい民事訴訟制度」の構築にあたっては、その前提として、国民がいかなる民事訴訟制度を望んでいるのかを明らかにする必要がある。この作業は、国民に対するヒアリングやアンケートなどを行うことによって実現される。しかし、一般的にヒアリング等を実施した場合、わが国においては、訴訟の利用が必ずしも活発ではないことから、多くは訴訟を経験したことのない者に対する意見聴取にとどまってしまう。もちろんそれらの意見聴取の結果も、司法改革論議にとって貴重な資料であるが、現実の訴訟利用者は、訴訟を利用したことのない者とは異なる感想を有していることが考えられる。製品の改良にあたっては、その製品を利用したことのない者の評価以上に、その製品の現実の利用者の声が多く多くの情報を含むのと同様に、訴訟制度の改革を考えるにあたっては、これら利用者の意見こそがより重要な意義をもつものといえる。

そのような視点から、本調査では、民事訴訟の現実の利用者を対象に、訴訟に至る経緯、訴訟の利用動機、訴訟過程と結果の評価、裁判官、弁護士、裁判所職員に対する評価、訴訟制度全般に関する評価を尋ね、民事訴訟利用者の制度に対する評価の全体構造を明らかにし、改革論議により具体的方向性を示すことを目的としている。

2 本調査の基本構造

(1) 調査の概要

調査対象事件：地裁第1審の民事通常訴訟、人事訴訟で、平成12年6月5日から23日（東京、大阪地裁は14日まで）の間に既済となった事件のうち判決、和解、取り下げで終局したもの（但し、いわゆる欠席事件は除く）

調査対象地裁：全国16地裁（札幌、秋田、福島、前橋、東京、富山、甲府、静岡、大津、大阪、松江、岡山、松山、福岡、宮崎、那覇）

調査対象人数：1,612人（上記対象事件1085件の当事者中、重複当事者、調査対象地区外居住者等を除いたもの）

調査方法：構造化面接法（回答時間30分程度）

質問文は、すべてあらかじめ作成されており、調査員が口頭で質問票を読み上げる形で行う。ただし、「リスト提示」とある箇所では、多くは回答が尺度のなかから該当番号を選ぶ形になっているので、その尺度を別途作成したリストとして回答者に手渡し、その中から番号を答えてもらう方法を採用（第4部 II【調査票】参照）。

(2) 調査の基本的視点と質問の構成

基本的視点

本調査は、わが国における最初の本格的利用者調査であることから、ここでは、今後の同種の試みのスターティング・ポイントとして、利用者の訴訟制度評価の全体像を明らかにすることを試みる。具体的には、満足度など、利用者の民事訴訟制度に対する評価を明らかにすること、及び、それに加え当該評価に至った評価原因を明らかにすることも試みている。それによって、いかなる点を改善することで、利用者の訴訟制度に対する評価を上げることができるかを端的に示し、今後の制度改革論議の基礎資料を提供することを目的としている。

質問項目の基本構造

上記の基本的視点に沿い、本調査では、一定の構造化をもって人々が訴訟制度の評価を行っていると仮定し、質問項目を作成した。例えば、訴訟制度の全体的満足度（第1水準）は、訴訟結果、訴訟過程、裁判官、裁判所職員、弁護士などいくつかの構成要素の評価（第2水準）に基づいていると仮定し、また、それら各構成要素の評価は、たとえば、裁判官評価の場合は「中立性」「専門性」等の評価といった、さらにいくつかの側面の評価（第3水準）から成ると仮定している。ここでは、各水準における評価にとって、それ以下の水準の評価が「原因や理由」という関係になるが、これら3水準間の因果関係を分析することによって、訴訟制度に対する利用者の肯定的評価あるいは否定的評価がどのような判断の仕組みによっているかを明らかにすることが可能となる。その結果、利用者の満足度を上げるにはいかなる点の改善を試みるべきかを端的に知ることができる。

質問項目の特徴

上記のようなアプローチをとった結果、今回の調査には、方法論上二つの特徴がある。

一つは、質問の仕方の点である。質問が前述のように階層的構造になっているが、今回の調査では、「云々の原因は何ですか」といった因果関係を特定した形では聞いていない。因果関係自体は統計的に推測する手法（回帰分析や分散分析）をとっている。このような手法をとる理由は、一つには、上記のような因果関係を特定した聞き方は、分析方法を限定することにある。たとえば、「手続を公正と判断した理由は何か」という質問に対して「自分の主張がちゃんとできたから」という理由が指摘された場合、自己の主張ができる手続が公正と考えられることは解るが、それ以外に、たとえば、主張ができたことが任意履行の規定因になっているか否かといった分析には、その答えは使えないことになる。そのため因果関係を特定する尋ね方の場合、個々の項目ごとに原因を尋ねることが必要となり、その結果、同じパターンの質問が多くなってしまふ。そのような質問項目の重複を避け、質問間の関係を自由に分析する意味で、今回の手法がとら

れている。また、このような手法をとる第二の理由は、人間の行動動機や評価原因は個々人が認識しているほど単純なものではなく、複合的なものと考えられることによる。すなわち、人間の行動動機や評価が多次元でなされるという前提に立てば、因果関係を特定した質問の仕方は、回答者の判断メカニズムの一部を見えなくしてしまうという側面があることにもなり、必ずしも適切な質問の仕方ではないということになる。以上のような視点から、今回は、因果関係を特定しない独立した質問を羅列する方式をとった(この点につき、【分析構造図】参照)。この手法によって、後述のように訴訟利用者の判断構造のより広範かつ柔軟な分析が可能になった。

本調査の方法論上の特徴の第二点は、質問項目が、具体的経験内容を問う形になっていない点である。例えば、最下層の第3水準の質問では、中立性や信頼性の評価を利用者に求めているが、この評価の根拠になっている具体的な経験、例えば、「裁判官がこう言ったから、中立ではないと思った」とか「弁護士がこんなことをしたから、信頼できないと思った」などを聞くようには設計していない。これは、今回の調査が、評価構造の上位の水準に力点を置いた形になっているため、質問項目が個別的経験にまでは及ばなかったためである。ただ、今回の調査でも、なるべくその点の情報を得るべく、自由叙述の記入欄を設けた。これは統計的な分析を保証するものではないが、利用者の評価の具体的原因についての一定の情報を提供するものと思われる。分析に当たっては、必要箇所において適宜それら自由叙述について言及を試みた。

3 質問事項概要(第2部 II【調査票】参照)

【I】の質問は、当事者及び事件の種類についての質問である。これらの項目によって事件類型によって当事者の評価に差が生じるか否かなどを分析する。

【II】は、訴訟にいたる経緯を尋ねる部分である。特に、当事者の訴訟利用動機(「問8 ab」)及び訴訟回避理由(「問10」)は、当事者にとっての訴訟の意義を積極、消極の両側面から問うことを意図したものである。これらの質問に対する回答によって、当事者にとっての訴訟の位置付けを明らかにする。また、「問9」から「問9-5」は、弁護士を依頼した理由、依頼しなかった理由などに関するもので、弁護士へのアクセス状況をアクセスできなかった理由までを含めて問うものである。

これらの点は、いわば分析の前提部分であり、都市規模別、自然人・法人別といった形でも分析されることになる。

【III】は、実際に訴訟を体験したことによって得た種々の評価を問う部分である。はじめの「問11」から「問15-2」までは手続自体に対する評価を尋ねる。「問11」では訴訟の進行態様の一般的印象を尋ね、「問12」以降では、訴訟にかかる費用と時間について尋ねている。とくに、今日議論の多い後者の点に関しては、否定的評価の場合には、その

原因評価まで含めて尋ねている。これらの質問に対する回答によって、今後時間や費用の点に関する批判に対して、利用者の視点からはどのような対応が取られるべきかという点についての一定の示唆が得られるものと思われる。

「問 16」から「問 19 - 1」までは、訴訟に関与する法律家（裁判所職員を含む）に対しての印象を問うものである。質問項目は、裁判官と弁護士(自己側)に関しては、偏った評価を導かないように、なるべく質問項目をそろえるようにした。具体的には、主張への配慮の程度、信頼性、常識性、丁寧さ、法律外知識、準備の有無、満足度に関しては共通に、中立性に関する質問は裁判官だけに、説明の十分さは弁護士だけに設けた。また、裁判所職員の評価に関しては、利用者の評価対象となる職員が一定しないことも考えられるので、はじめに対象者を特定させた後にその印象を問う形にした。本人訴訟においては裁判所職員に接触する機会も少なくないことを考えてこの設問を設けている。また、相手方弁護士に対する評価も、やはり訴訟制度に対する印象形成の一端になる可能性があることから最低限の質問項目を設定した。

なお、これら「手続」、「裁判官」、「裁判所職員」、「弁護士」に対する個々の項目に対する評価が、それぞれの満足度にどのような影響を及ぼし、さらにその各満足度が訴訟制度全体の評価にどのような影響を及ぼしているのかを分析するのが、今回の調査の主目的となる（後掲【分析構造図】参照）。

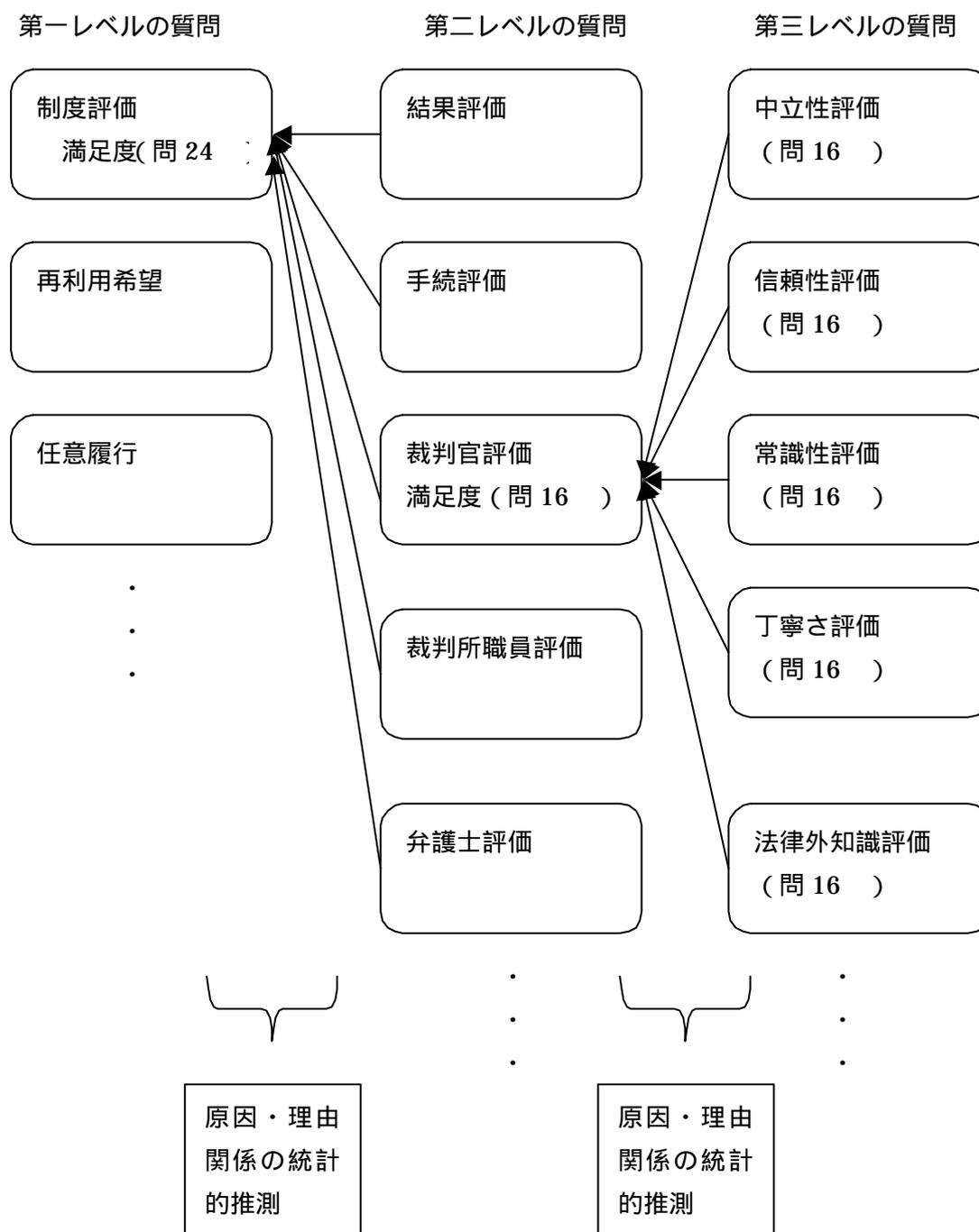
【IV】は、訴訟の結果について尋ねている。「問 20」から「問 20 - 6」は終局状況に関するものである。この点は、訴訟制度の評価と訴訟結果との関係を見るのに用いる。なお、判決と和解については、その内容のわかりやすさに関する質問も設けてある。「問 21」から「問 21 - 6」は、結果の履行状況を尋ねるもので、現実の権利実現の状況と訴訟制度全体に対する評価との関係を見るためのものである。「問 22」、「問 23」は、訴訟結果への主観的評価を問うものであるが、こちらも訴訟制度全体に対する評価との関係を見るために用いる。

【V】は、今日の裁判制度全般に対する評価を問う部分で、訴訟制度全体の満足度、再利用の意思など本調査の設問の結論部分ともいえるものである。分析では、これらの評価が現状でどのようになっているかという点に加え、それらの評価がどのような判断構造でもたらされているかを、これまでの設問と合わせ検討する。なお、ここでは、裁判制度に対する評価が実体法の評価に影響されている可能性もあるので、訴訟制度に対する評価のほかに、法律自体の評価も合わせて尋ねている。

【VI】は、回答者の属性に関する質問である。回答者の回答の人口学的な分析に用いるための質問項目である。回答者の属性に偏りがなかったか、あるいは、特別な評価傾向を示す人口集団がいなかったかなどの事後的なチェックに用いる質問である。

【分析構造図】

(裁判官の評価(体験評価)から、制度評価への因果関係の推測の場合の例。その他の評価にも同様な形で因果関係が想定されるが、ここでは省略した。)



II 調査地域の選定

1 基本的な考え方

調査対象地の選定にあっては、全国の訴訟経験者から偏りなく意見を聞くべく配慮する必要がある。その意味では、各地の中心的都市に限らず、地裁や簡裁の支部等の所在地においても調査を行うことが望ましい。しかし、本調査では期間や予算の関係上、地方の中心都市以外の市町村における調査は困難な状況にあった。そのため、今回の調査は、後述のように、地裁事件を対象とし、かつ、地裁の本庁を対象とすることにした。

そのような前提のもと、調査対象となる地裁の設定にあたっては、都道府県を選定単位として、地域特性、人口の観点から選定作業を行い、そこで決定された対象地（都道府県）にある地裁本庁を調査対象地裁として指定した。その際には、なるべく全国の状況を均一に反映すべく、地域特性、人口の点からバランスよく対象地が選定されるよう配慮した。具体的手順は以下のようになっている。

2 抽出手順

- (1)全国を北海道・東北、関東、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄に分類する。
- (2)全国を人口の多い順に並べ、上位 1 / 3 を大規模都道府県、中位 1 / 3 を中規模都道府県、下位 1 / 3 を小規模都道府県に分類する。
- (3)47都道府県の中から約 1 / 3 の 16 都道府県を抽出する。内訳については、大規模 5 都道府県、中規模 5 都道府県とした。小規模地域については、人口の少なさを補うために、6 都道府県抽出した。
- (4)まず、列島の北端及び南端に位置する北海道（大規模）と沖縄（小規模）を地域的な特殊性を考慮し抽出地として決定。
- (5)次に、産業的、文化的重要性を考慮し東京（大規模）と大阪（大規模）を抽出地として決定。
- (6)残り 12 都道府県については個別に検討し、以下のような選定を行った。

北海道・東北地方

大規模地域（北海道）はすでに抽出済みのため、中規模地域と小規模地域について抽出を行った。日本海側、太平洋側から一県ずつ、できるだけ離れた地域を選択するために、中規模地域については福島県、小規模地域については秋田県を選択した。

関東地方

大規模地域（東京）はすでに選択済みであり、関東には小規模県がないため、中規模

県を選択した。中規模県の候補は栃木県と群馬県であったが、栃木県が東北地方の福島県と接しているため、群馬県を選択した。

中部地方

大規模地域の候補は愛知県、静岡県、新潟県であった。愛知県を選択した場合、大規模地域の人口が全体として大きくなりすぎること、新潟県が福島県と接していることを考慮し、静岡県を選択した。中規模地域については、長野県を選択しても、岐阜県を選択しても同規模の群馬県、滋賀県と接触するため、選択しなかった。小規模県については日本海側と、山間部の県を一つずつ選択するという理由から富山県と山梨県を選択した。

近畿地方

大規模地域である大阪府を選択済みのため、中規模地域としてこれに隣接しない滋賀県を選択した。小規模地域の候補は和歌山県だけであるが、大阪府に隣接しているため、選択を行わなかった。

中国地方

大規模県は広島県だけであるが、中国地方のいずれの県とも接しているため、選択しなかった。そこで中規模地域は太平洋側の岡山県、小規模地域は日本海側の島根県を選択した。

四国地方

大規模県の候補は存在しない。中規模地域は愛媛県だけであったのでこれを選択した。愛媛県は他のどの県とも接しているため、四国地方の小規模県の選択は行わなかった。

九州・沖縄地方

大規模地域は福岡県のみだったので、これを選択した。福岡県に接していない県は、抽出済みの沖縄県を除くと、宮崎県と鹿児島県だけであるが、小規模地域全体の人口が少なくなることを避けるために、中規模地域の鹿児島県ではなく、小規模地域の宮崎県を選択した。

3 結論

以上の抽出作業の結果、以下の地裁が調査対象地域として選定された。

札幌地裁、秋田地裁、福島地裁、前橋地裁、東京地裁、富山地裁、甲府地裁、静岡地裁、大津地裁、大阪地裁、松江地裁、岡山地裁、高松地裁、福岡地裁、宮崎地裁、那覇地裁。

III 調査事件・当事者の選定

1 調査対象事件・当事者について

調査の実施にあたっては、裁判所から協力を得ることが必須となるが、裁判所の裁判実務に対する影響を最小限にとどめ、かつ、民事訴訟の利用者の標準的評価を得るべく、裁判所と協議を重ねた結果、以下のような事件・当事者の抽出基準を用いることにした。なお、協議にあたっては、当事者の視点も十分に加味すべく、弁護士会からの代表者の同席も求めた。

(1) 対象事件の種類

対象事件については、地裁事件のみとした。簡裁事件を対象にすることも考えたが、簡裁事件に関しては、同一当事者が複数の相手に対する訴えを集中的に提起することも少なくなく、当事者の重複等で、適正な調査規模を維持することが難しいと判断し、上記のように決定した。また、地裁事件の中では、対象を一般的な民事訴訟事件に限定する意味で、通常事件と人事事件に限定した。行政事件、手形・小切手事件は、特別手続であることを考え、対象外とした。

(2) 第1審既済事件の選定

対象は、控訴の有無を問わず、第1審終局事件を対象とした。その理由は、より一般的・基本的な当事者の訴訟評価を把握することを第一義としたことによる。さらに、係属中の事件では当事者の評価が変わるおそれがあることから、第1審手続に対する確定的な評価をえるため、第1審終局時点で調査を実施することにした。その際、控訴のあった事件については、訴訟が係属中であること、および、回答者に控訴審手続との間で混乱が生じるおそれがあるなど、いくつかの点で扱いが問題となったが、控訴事件を除外すると、難事件排除の傾向が強まることから、これを排除せず、質問時点で第1審に限って尋ねることを明確にするという形で対応することにした。

(3) 終局事由の限定

対象事件の終局事由は、判決、和解、取り下げに限定した。口頭弁論を経ない訴状却下事件は手続評価の機会がないこと、また、放棄、認諾についても係争性が低いことから調査対象外とした。さらに、移送、回付は、対象事件の重複をもたらすなど事件抽出上の不都合から、対象事件から除外することにした。

(4) 共同訴訟人の扱い

一つの事件に複数の当事者がいた場合、原告被告とも、訴状当事者欄の冒頭に記載されているものを対象にすることにした。すべての当事者を対象とした場合、特定の事件に対する評価が複数なされ、評価に偏りが生じる可能性のあること、とくに、まれにはあるが、数十人、数百人の当事者がいる事件に遭遇した際の処理が困難であるなどの理由により、上記のような結論に達した。また、今回は、訴訟当事者の評価を知ることを目的としていることから、利害関係の異なる補助参加人、利害関係人は対象外とした。

(5) 欠席事件

欠席事件に関しては、被告は面接不能の可能性が高いことから、あらかじめ調査対象外とすることが合理的であった。この際、その相手方の原告については、どのような扱いにするかが問題となるが、原告もほとんど訴訟手続を経験しないうちに事件が終了すること、および、原告のみを対象とした場合、原告被告のバランスが崩れること、などの理由から、欠席事件に関しては、原告もあわせ、事件単位で調査対象外とすることにした。

(6) 調査対象地区以外の居住当事者の排除

調査は、対象地裁を定め、その地裁で終局になった事件を対象としたが、それらの事件の当事者が管轄区域外にいる場合、それら、すべての当事者を調査対象とすることは、調査期間や予算面で不可能であった。そのため、実際の調査は、調査拠点地区を地裁の管轄区域を中心に定め、その拠点区域内に居住する当事者のみを調査対象者とし、それ以外の当事者は調査対象から除外することとした。その際、一方当事者のみが調査拠点地域外に居住し、他の当事者のみが調査拠点地域居住する場合には、後者のみでも調査対象とする方針（事件単位の排除ではなく、当事者単位の排除）をとった。

調査拠点地区は、当初、対象地裁の管轄を中心に設定したが、最終的な決定は、最高裁からの住所開示を待って行った。その結果、首都圏等では、より多くの調査対象者を効率よく抽出するため調査対象外となっている地裁の管轄地域が調査拠点地域となる場合も生じた。具体的には、調査拠点地域は23都道府県161市区町村に及んでいる（末尾資料「IV 調査拠点地区一覧」参照）。

(7) 重複当事者

後述のように、調査対象事件は、調査対象となった地裁において一定期間内に終了した事件で、前述の基準に適合する事件をすべて対象とするという形で選定した。その結果、その一定期間内に同一当事者の事件が複数終局する事態も予想された。その際、それらをすべて調査対象とした場合、同一当事者の評価を複数聞くことになり、評価にバイアスが生じる可能性のあること、また、当事者側でも複数の事件の間で混同が生じる等過度の負担を強いる可能性があることから、一当事者一回の面接とすべく、重複当事者の排除を行うこととした。その際の基準としては、調査対象内に同一当事者が複数登場した場合には、

事件番号の古い事件のみにつき調査を実施し、他の事件番号の事件については調査対象外とすることとした。なお、この作業も、最高裁からの住所開示後、事件単位ではなく、当事者単位で行った。

以上の基準を設定した後、(1)～(5)までは、調査対象地裁内で選別を行い、基準に適合した事件の当事者住所のみが審議会に開示された。なお、当事者に面接を行う際の事件特定のためなどから、住所開示を受けた事件については、最高裁より事件票(司法統計年報の原票)の提供も受けた。(6)(7)に関しては、裁判所よりの住所開示後、審議会内部で開示情報のデータベースを作成し、その中から該当事件を選び出した。なお、裁判所が事件選別をなすにあたっては、事前に予想された点以外にも実務運営上不測の不都合が生じることも考えられた。そのため、以上の事件抽出基準に関する合意に加え、さらに個別具体的な実施細則に関しては、裁判所側に一任することとした。

2 調査件数および調査期間の設定

(1) 調査件数

調査件数は、これまでなされてきた司法に関する意識調査を参考に、回収2000人を目標とすることとした。

(2) 調査期間の設定

以上のような事件選定基準のもと、具体的な対象事件の選定は、最高裁からの要請もあり、裁判所の事務負担を軽減する意味で、調査対象地裁で、一定期間を定め、その期間内に終局した事件の範囲内で選別を行うこととした。そのため、対象事件の選別に先立ち、各地裁での事件抽出期間を設定する必要が生じたが、平成11年の対象地裁の終局状況を勘案し、東京地裁・大阪地裁では調査期間を10日間、他の地裁では3週間とすることにした(この期間の設定基準に関しては、【表 2-0-1】参照)。調査対象事件の抽出期間の始点は、年内の調査実施、報告書作成を目標に、6月5日に決定した。

3 調査スケジュール

以上の作業およびそれ以後の面接調査は、以下のスケジュールで行われた。

5月29日	調査対象裁判所における掲示の開始
同月30日	審議会ホームページに利用者調査の掲示
6月5日	調査対象期間の開始 (東京地裁・大阪地裁は、同月14日まで、他の地裁は同月23日まで)
6月20日	予備調査の実施(都内にて4件)

7月10日	最高裁よりの開示住所の受領、同時に審議会事務局での対象者選別の開始
7月12日	新聞による広報（朝日新聞、東京新聞）
7月27日	第1次調査依頼の発送（審議会より）
8月25日	第2次調査依頼の発送（調査会社より）
9月1日	面接調査の開始（10月7日終了）

IV 調査依頼の方法

1 基本的な考え

今回の調査は、訴訟経験という本人にとって非常にセンシティブな事柄に対する調査であるだけに、その協力意思を確認するにあたっては慎重な姿勢が要求された。しかし、その反面、明確に協力意思を示したもの（たとえば、協力意思をはがきで返信したもの）だけに対して調査を実施するといった形をとると、回収率（協力率）が極端に落ち、調査自体が成り立たなくなる可能性がある（アメリカ合衆国の1990年の司法改革法に基づく調査でも、郵送による回答を待った結果、10%台の回収しか得られず、当事者への調査データは分析からはずされている）。

そこで、今回の調査では、上記の点を考慮し、協力意思の確認を数段階にわたり行い、そこでの協力拒否の申し出はなるべく簡単にできるようにする一方で、各段階の無回答は一端協力意思有りの方に入れ、次の段階においてさらに協力意思を確認するといった方法を採用ことにした。実際の手順は、「2 具体的な手順」に示すとおりである。これによって、協力意思はあるものの、明確な意思表示をなさないものを可能な限り調査協力者に取り込んでいければと考えた。ただ、このような方法を採用する場合においても、当事者の協力を得るため、あるいは、協力意思を確認するために十分な配慮をなす必要がある。その点につき、詳細は「2 具体的な手順」に示すが、特に配慮したポイントを示すならば以下の点があげられる。

マスコミ、インターネット、さらには裁判所の掲示を通じて、調査開始前に調査に対する理解を図るべく広報活動を行った。具体的には、主体や趣旨についての誤解が生じないように情報提供をおこなった。これによって、調査に対する社会的理解を高めると同時に、潜在的調査対象者へのノーティスを与えることを目的とした。また、この段階においても調査協力は任意なものであり、拒否の意思表示の方法についてもアナウンスをなした。

調査拒否の意思表示は、第一段階は、はがきの投函（および審議会への問い合わせ）、第二段階は調査会社への連絡、第三段階は調査員への拒否の意思表示、といった形で数段階にわたり確保されている。特に、第一段階は単に印刷済みのはがきに住所の一部を記入して投函すればよいように配慮してあり、かつ、第二段階の意思表示も調査会社へのフリーダイヤル電話によって無料で簡易になせるように配慮している。

審議会より委託を受けた調査会社の連絡はプライバシー保護のため、封書を用いた。

面接員の説明にあたっては、協力者の立場に十分配慮した対応をなすように事前に講習を行った（この点は下記の手順には示されていないが、調査会社において調査員に対する

講習会を開いている)

2 具体的な手順

具体的には以下の手順によって調査を進めた。

(1) マスコミ、インターネットを通じての広報

<目的>

- ・調査実施の予告
- ・調査意義の宣伝
- ・調査主体、調査趣旨の説明

(2) 調査対象裁判所における調査対象期間内における掲示

<目的および具体的な作業>

- ・調査主体、調査趣旨の説明
- ・一般的協力依頼（「対象となられた方にはご協力のほどお願いします…」云々）
- ・調査対象者範囲の明示（「月 日から 月 日までの間に事件の終局した方を対象に」云々）
- ・任意性の明示と協力拒否の方法についてのアナウンス

(3) マスコミ、インターネットを通じての一般的協力依頼

<目的および具体的な作業>

- ・調査主体、調査趣旨の説明
- ・一般的協力依頼（「対象となられた方にはご協力のほどお願いします…」云々）
- ・協力拒否の方法についてのアナウンス

なお、新聞では、朝日新聞（全国版）東京新聞が調査についての記事を掲載した。

(4) 審議会から調査対象者への個別依頼（封書）

<目的および具体的な作業>

- ・調査主体、調査趣旨の説明
- ・調査の手順と調査方法（面接方式）の説明
- ・匿名性・守秘義務の説明
- ・協力依頼（「ご体験にもとづく貴重なご意見をお聞かせ下さい…」云々）
- ・任意性の明示と協力拒否の方法についての説明
- ・拒否用返信はがきの同封（投函のない場合は審議会から委託を受けた調査会社から郵送による訪問伺いがあるが、なお拒絶の機会のある旨を明示）
- ・問い合わせ先（審議会）の明示（住所・電話ファックス番号・受付時間など）

(5) 拒否者以外への審議会から委託を受けた調査会社からの依頼(封書)

< 目的および具体的な作業 >

- ・ 調査主体、調査趣旨の説明個別的協力依頼
- ・ 訪問時期の明示（ただし、特定日時の指定は不能、一定幅のある期間を指定）
- ・ 任意性の明示と協力拒否の方法についての説明
- ・ 協力依頼（「ご体験にもとづく貴重なご意見をお聞かせ下さい…」云々）
- ・ 問い合わせ先（調査会社）の明示、拒否の場合も含めフリーダイアルの利用
- ・ マスコミ報道の同封

(6) 拒否者以外への調査員の面接

< 目的および具体的な作業 >

- ・ 依頼状で指定した期間内に調査対象者宅を訪問（先行しての電話連絡などは行わない）
- ・ 調査主体、調査趣旨の説明
- ・ 匿名性・守秘義務の説明
- ・ 任意性を強調したうえでの協力意思の確認
- ・ 面接時間は 30 分程度

不在時には不在票を残し（不在票には拒否の仕方(フリーダイアル)を明示）、再度の訪問時期を明示。後日再度訪問する。